

刈谷市告示第 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

刈谷市長 稲 垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

三菱UFJニコス株式会社

(2) 事務所の所在地

東京都文京区本郷 3 丁目 3 3 番 5 号

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和 6 年 3 月 2 9 日

2 収納事務を委託した歳入

(1) 名称

刈谷市公共駐車場月極使用料

(2) 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

刈谷市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり小垣江市民センターにおける実費徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月20日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

公益社団法人刈谷市シルバー人材センター

(2) 事務所の所在地

刈谷市原崎町4丁目201番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月29日

2 実費徴収事務を委託した歳入

(1) 名称

コピー代

(2) 委託をした日

令和8年4月1日

(3) 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

刈谷市告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり北部市民センターにおける収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

公益社団法人刈谷市シルバー人材センター

(2) 事務所の所在地

刈谷市原崎町 4 丁目 201 番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和 6 年 3 月 29 日

2 収納事務を委託した歳入

(1) 名称

コピー代

(2) 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで